

2024年12月13日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会

代表幹事 西岡 修

正森 克也

〒603-8488 京都府京都市北区大北山長谷町 5-36

TEL 075-465-5300 Fax 075-465-5301

介護保険制度の抜本的な見直しと老人福祉施策の拡充を求める要望書

日頃より社会福祉事業の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

今、介護・生活支援が必要な高齢者と、高齢者を支える福祉・介護事業者と従事者は、「全世代社会保障改革」の下での医療・介護・年金など社会保障費削減、「自助・互助」任せの感染症・災害対応、かつてない担い手不足など、不安と困窮のなかにあります。

また、今年1月に発生した能登半島地震では、被災地や全国で被災高齢者支援が行われましたが、介護保険制度の枠内で「自助」を求める災害対応には限界があり、措置を含む福祉施策と公的支援の必要性が浮き彫りになっています。

2024年度の介護報酬改定は、わずか1.59%のプラスであり、物価高騰対応や全産業平均賃金との差を埋める処遇改善には到底及んでいません。また、在宅支援の要である訪問介護の基本報酬引き下げや、テクノロジー活用と「生産性の向上」による人員配置基準の緩和、新型コロナ禍を教訓にしない感染症対応と医療連携の押し付けなど、事業運営の継続とケアの質の向上と相反する改定は、現場に深刻な影響を及ぼしています。次期改定に向け早々に検討に上げられている利用者2割負担の対象拡大やケアプラン有料化、要介護1、2の生活援助等の総合事業化には、福祉関係者や利用者が強く反対しています。これ以上の利用者負担増や給付削減は、介護難民を増やすばかりです。

「介護の社会化」をめざした介護保険制度は、24年を経て「制度の持続可能性」がその中心命題とされています。一方、介護・生活支援が必要な高齢者の生活、福祉・介護事業の運営は「持続不可能」であり、福祉・介護従事者の大幅な処遇改善なしに、他業種への人材流出は避けられません。

介護・生活支援が必要な高齢者の生活と、それを支える福祉・介護事業者と従事者が持続していくために、介護保険制度の抜本的な見直しと老人福祉法に基づく施策の拡充が必要です。下記の項目について早急に改善、具体化いただくよう要望いたします。

1. 新型コロナ対策に関わって

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、いまま高齢者にとって命に関わる病気です。罹患した高齢者が経済的不安なく必要な治療と療養が行えるよう、治療薬や入院費用に公費補助を行ってください。
- (2) 新型コロナウイルス感染症罹患者の施設内療養では、急変時の対応に困難が伴い、職員の罹患・休業によって勤務体制もひっ迫します。各施設と医療機関の連携任せにせず、罹患した要介護高齢者が人的・空間的環境対策をとって療養できる医療施設の確保を行ってください。

2. 能登半島地震について

- (1) 能登半島地震では、要配慮高齢者が要介護認定を速やかに受けられず行き先に苦慮する例、支給限度額を超えた部分の負担に苦慮する例がありました。被災した高齢者の行き先の確保や必要な介護・生活支援継続のため、介護保険制度の枠組みにとどまらず、行政による積極的な措置や費用補助を行ってください。

- (2) 地震による建物等損壊の修繕について、施設が独自にかけた地震保険給付分が修繕費への補助金算定対象外とされた結果、補助金が給付されず、被災施設の重い負担となっています。災害時の福祉支援体制を担う福祉施設・事業所の修繕費は、施設の自己努力任せにせず、公的補助金を支給してください。

3. 2024 年度の介護保険制度・報酬改定について

- (1) 訪問介護事業所は、2024 年度改定における基本報酬引き下げによる経営悪化と担い手不足から、事業継続が困難となっています。基本報酬引き下げを撤回し、2025 年度臨時改定により、少なくとも引き下げ前の単価に戻してください。2024 年度報酬引き下げによる減収分を公費で補填してください。
- (2) テクノロジー活用と「生産性の向上」による人員配置基準の緩和は、担い手不足改善の根本的解決にならないばかりか、介護の質を低下させかねません。テクノロジー活用と「生産性の向上」を理由とした人員基準緩和は、特養等施設での次期改定前の実施を含め行わないで下さい。
- (3) 医療と介護の連携強化は必要ですが、高齢者施設の自己努力任せの「連携強化」では、高齢者に必要な医療提供や感染症治療が行えない事態が生じます。高齢者施設は生活施設であって医療機関ではありません。施設入居者に最善の医療を保障するための連携強化方針を示してください。

4. 2027 年度以降の介護保険制度・報酬改定について

- (1) 利用者 2 割負担の対象の拡大、居宅におけるケアマネジメントへの自己負担導入、要介護 1・2 の訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行、介護保険施設・多床室の室料負担徴収の対象拡大は行わないでください。
- (2) 複雑な加算方式をあらため、基本報酬を大幅に増額してください。

5. 福祉・介護従事者の確保、処遇について

- (1) 福祉・介護従事者の確保に向けた対策を強化してください。
- (2) 全ての福祉・介護従事者の給与を全産業平均水準まで引き上げてください。
- (3) 福祉・介護従事者の処遇改善は、稼働率に連動する加算方式ではなく、基本報酬の増額により行ってください。
- (4) サービスの質向上や職員処遇に充てられるべき報酬から有料職業紹介業者に高額な紹介手数料が支払われ、福祉・介護事業者の経営を圧迫しています。紹介手数料の上限や返還方法への規制、転職斡旋の禁止などが確実に行われるよう指導を強化してください。

6. 物価高騰・各種制度の変更に伴う対応について

- (1) 物価高騰、社会保険制度の改定、最低賃金の引き上げなどによる支出増は、2024 年度報酬改定率では対応できません。事業の平均収支差率をもとにした 3 年に 1 度の改定ではなく、制度変更にかかる費用について、年度を遡って支給できるよう 1 年ごとに改定を行うなど、報酬改定の仕組みを見直して下さい。

7. 介護保険財源にかかる公費負担について

- (1) 介護給付費の削減と保険料・利用料の負担増、高額介護サービス費引き上げなど、現在の介護保険制度の枠組みは限界に達しています。介護サービスの地域支援事業への移行や保険外サービスの拡大が検討されていますが、これらは格差を広げ介護難民を増やすだけです。新たな利用者負担・保険料引き上げを行うことなく介護報酬の増額し、介護サービスが安定して提供できる財政構造への転換が必要です。制度における公費負担割合を 50%にすることを目指し、段階的に引き上げてください。

8. 老人福祉施設について

【特別養護老人ホーム】

- (1) 特別養護老人ホームには、要介護度に関わらず老人福祉施設として高齢者の生活を保障する機能があります。特別養護老人ホームの入所要件を要介護1以上に戻してください。
- (2) 日常生活継続支援加算の重度要介護等の要件は、新規入居者ではなく既入居者にかかる要件とし、少なくとも2015年以前の要件に戻してください。
- (3) 補足給付は社会福祉施設の低所得者対策としての性格があり、介護保険財源で賄うのではなく、一般会計を財源としてください。また、所得要件は個人を対象とし、資産要件は廃止してください。

【養護老人ホーム、軽費・ケアハウス】

- (1) 養護老人ホームは、「措置控え」による定員割れが深刻です。また、預金状況のみを理由とした「措置はがし」の実態があります。経済的・環境的に在宅生活が困難な高齢者にとってのセーフティネットの役割を果たせるよう、「措置控え」「措置はがし」をやめ、必要な高齢者には速やかに措置を行うよう自治体に求めてください。
- (2) 一部改定はあったものの、養護老人ホームの措置費補助金、軽費・ケアハウスの事務費補助金と生活費については、低い水準のままであり、厳しい運営状況が続いています。利用者の重度化や物価高騰・各種制度改定に適切に対応できるよう、補助金の引き上げを早急に行い、軽費・ケアハウスの生活費は利用者負担の増額ではなく公費での増額を行ってください。
- (3) 国の責任で、全ての養護・ケアハウス職員の処遇改善を介護保険事業と同じ水準で早急に行うとともに、民間施設等給与改善費の加算率を引き上げ、全ての自治体が実施するよう強い指導を行ってください。

【老人福祉施設の大型修繕について】

- (1) 貧困や虐待等による生活困難への対応、災害時の福祉支援体制を担う老人福祉施設の老朽化対応・大規模修繕にかかる補助金を創設してください。

9. 健康保険証・介護保険証の廃止について

- (1) マイナンバーカードとの一本化に伴う健康保険証の廃止は、介護が必要な高齢者や家族に不安と混乱を及ぼしています。マイナンバーカードの管理・申請・更新への支援は、事業者・職員に新たな負担と重い責任を負わせるものです。介護が必要な高齢者の医療保障、支援を行う事業者・職員の負担増の点から、現在の健康保険証を残してください。
- (2) 介護保険証のマイナカードへの切り替えと紙の介護保険証廃止の方針が示され、「介護情報基盤」整備の一環としてマイナポータルの活用が想定されています。管理が困難な人やその支援者にマイナカードへの切り替えを強制せず、現在の介護保険証を残して下さい。

10. 高齢者の生活と介護を守る老人福祉策の拡充について

- (1) 高齢者をめぐっては、介護保険制度では対応できない貧困、虐待、介護者を含めた支援の他、認定申請や支援を望まないなど、多様化した今日的な諸問題が溢れています。これらへの対応は社会福祉法人の社会公益活動にだけ頼るのではなく、憲法と老人福祉法に基づき、国・自治体の責任で生活保障につなげることができるよう、老人福祉施策の充実を行ってください。